

## 第5章 計画の総合的な推進

### 1 道における推進体制

- (1) 男女平等参画に関する庁内連絡会議により、知事部局、教育委員会、警察本部が密接に連携・協力して、施策の専門的、かつ、効果的な推進を図ります。  
また、北海道男女平等参画審議会から各種施策についての総合的な観点に立った意見をいただき、取組のさらなる充実につなげていきます。
- (2) 市町村や関係団体と連携を図りながら男女平等参画の着実な推進を図るため、各（総合）振興局において男女平等参画推進員を配置するとともに、研修等による資質の向上に努めます。
- (3) 「道立女性プラザ」において、各市町村の男女平等参画関連施設や地域で活動する男女平等参画を推進する団体とのネットワークの形成、各種活動への支援、男女平等参画に関する研修、情報の収集・提供、女性が抱える問題の解決や活躍推進に資する相談、学習教材の整備など、拠点施設にふさわしい多様な機能を発揮するため、体制の整備に努めるとともに、事業の効果的な展開を図ります。
- (4) 条例に基づき北海道男女平等参画苦情処理委員を設置し、男女平等参画に係る道の施策についての苦情に対し助言を行うとともに、関係する道の機関に対し意見を述べるほか、男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言を行います。

### 2 国との連携等

- (1) 男女平等参画に関する問題は広範多岐にわたり、法律や諸制度の整備・改善など国の役割には大きなものがあります。道としては、情報の収集や交換を行うなど国との連携を図り、国に対し、それぞれの分野での法、制度などの整備や充実について要請していきます。

### 3 市町村推進体制への支援

- (1) 市町村は住民にとってもっとも身近な行政主体であり、その果たす役割は重要です。道は市町村の施策が効果的に展開されるよう、情報交換、広報・啓発などについて一層の連携を図るとともに、市町村における条例及び計画の策定や、自主的な取組に対して、支援、協力を努めます。

## 4 道民、関係団体等との連携

- (1) 引き続き、北海道男女平等参画審議会委員の公募を進めるとともに、男女平等参画を推進する団体に対し、情報の収集・提供やニーズなどの把握を行い、施策に反映するほか、団体相互の交流や情報交換などのネットワークづくりを一層促進するなど、道民との協働による地域社会づくりを推進します。
- (2) 配偶者からの暴力の被害者の相談、保護、自立支援を推進するため、連絡会議を設置するなど、関係機関・団体との連携・協力を進めます。

## 5 計画の推進管理

- (1) この計画の推進管理に当たっては、計画で掲げる目標の達成に向け、施策を効果的に推進するため、北海道の男女平等参画の現状や問題点について把握に努めるなど、定期的な実施点検を行います。
- (2) 男女平等参画の推進状況や関連して講じた施策の実施状況の公表に当たっては、より道民に理解されるよう、別表の指標項目や参考項目を用いるなど、内容の改善・充実に努めます。